

編集後記

～芋のはなし～

日曜の朝の NHK の番組で、山形県の「悪戸いも」が紹介されていた。「濃厚な芋の味と驚くほどの粘り、そして、滑らかでやわらかい絹のような舌触りが特徴で、口に入れた瞬間、とろ〜りふわっと溶けるという絶妙な食感も魅力で……生産量の少なさから『幻の里芋』と呼ばれている（うまいッ！NHK ONLINE）のだそうである。

経済学では、所得が増加したときに需要が増える財を「上級財」、所得が増加したときに需要が減少する財を「下級財」と呼ぶ。所得が増加することによって需要が減少するというのはいささか奇妙な気もするが、そういう場合もあるのである。昔の教科書では、所得が増えるとカラーテレビを買う人が増え白黒テレビを買う人は減るといったことが例として説明されていた。

また、上級財と下級財は、財の種類によって決まるのではなく、同一の財がある消費者にとっては上級財であるが他の消費者にとっては下級財となることもある。たとえば、1人あたりの GDP が 1000 ドルを超えるとバイクの普及に火がつき、4000 ドルを超えると四輪車へと代わっていくといわれている。前者の社会では自転車は下級財でバイクが上級財であるが、後者ではバイクは下級財に転落してしまう。

話を芋に戻すと、日本人は明治から大正時代にかけて芋類を一人一日 150g 程度摂取していたようである。それが、昭和 10 年代になると魚介や果実の消費が増え、芋類の摂取は 1 日 60g まで減少した。終戦直後に再びイモ類の摂取量は 160g まで増えが、その後、乳製品や肉類にシフトし、1970 年には 1 日 50g まで低下した。

このようなパターンで消費が変化した食材は芋類の他には雑穀が唯一似たような動きを示しただけであり、芋類は典型的な下級財といえる。しかし、芋類であれば必ず下級財というわけではない。最初に紹介した「悪戸いも」は山形市の悪戸地区で伝統的に栽培されている里芋だが、「幻の里芋」と呼ばれているように上級財を超えて奢侈品になっている。下級財に分類されるような商品でも、高級化・差別化の道を進めば高価格で取引される

ことも可能なのである。そしてそれを支援するのは地域団体商標や地理的表示の制度であるというように話をオチにしようと思っていたのだが、統計データを見ていくうちに芋は意外に面白い商品であることがわかってきた。

経済学には「代替財」と「補完財」という概念もある。ある財の価格が下がって需要が増えたとき、それに伴って需要が減るものを「代替財」、逆に需要が増えるものを「補完財」という。教科書的には、コーヒーに対して紅茶が代替財で砂糖が補完財（コーヒーに砂糖を入れる人がそんなにいるのか？）と説明される。

ハンバーガーやフライドチキンなどのファーストフードではフレンチフライがセット販売されている。また、ステーキやハンバーグにもフライドポテトがつきものである。欧米料理においては、芋はいろいろな食材に対する補完財となる場合が多いようである。自分自身の食生活をみても、芋の煮付けを食べることは滅多になくなったが、ポテトサラダやフィッシュアンドチップスなど、芋を食べる機会は意外と多い。

1970 年代以降、雑穀の需要は激減したにもかかわらず、逆に芋類は微増に転じている。食の欧米化によって、芋類は主食の代替財から肉類の補完財へと役割が変わった。そうすると、世代間で芋に対するイメージはかなり違ったものであるのかもしれない。(Y.K)



デジタル化が急速に進み、情報の価値や使い方が変化している。そこで今回の巻頭言は、時代に即して進化を続けている国立国会図書館の大滝則忠館長にお願いし、国立図書館の使命についてご紹介いただいた。

続く論文欄では、知的財産法と他の法分野の接点をテーマに、関連する諸問題について考察していただいた。

まず民事執行法の観点から、専修大学名誉教授の梅本先生に知的財産権に対する執行について考察していただいた。

国際私法の観点からは、筑波大学の潮海先生に、知的財産権侵害の媒介者の責任について検討して

いただいた。

次に、外為法や不正競争防止法等の観点から、慶應義塾大学 SFC 研究所の森本先生に安全保障上重要な技術情報の流出規制について概観していただき、留意点をまとめていただいた。

そして、独占禁止法の観点からは、京都女子大学の泉先生にライセンス契約に関する最近の公取委相談事例を基に、知財と競争政策の関係について考察していただいた。

いずれも知的財産法が隣接する他の法分野と交錯・融合する領域において生じている問題点であるが、いずれの論考も意欲的な考察により解決策を探る上での有用な指標を提示してくれている。

判例評釈欄では、特許権者が特許発明を実施していない場合における特許法 102 条 2 項の適用要件について判断を示したごみ貯蔵器事件知財高裁大合議判決について、金沢大学の大友先生に検討していただいた。

本誌のご感想、掲載記事やバックナンバー等に関するお問い合わせは、独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室（FAX：03-3595-2792、E-mail：PA9305@inpit.go.jp）まで。

本誌（第 39 号以降）の内容は、工業所有権情報・研修館の Web サイト（<http://www.inpit.go.jp/jinzai/study/index.html>）でも閲覧可能である。（M.T）

特許研究 PATENT STUDIES No. 56 (September 2013) ©

平成 25 年 9 月 30 日発行

編集・発行 独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3 丁目 4 番 3 号

電話：03-3581-5092 FAX：03-3595-2792



HP (<http://www.inpit.go.jp/index.html>)

印刷所 株式会社ワコー

※落丁・乱丁本はお取り替え致します。